

上尾市ネーミングライツ事業ガイドライン

第2版

行政経営部 行政経営課
令和8年7月

目 次

I 基本事項	4
1 ガイドラインの目的	4
2 ネーミングライツ事業とは	4
(1) ネーミングライツの概要	4
(2) ネーミングライツ事業の種類	4
① 特定募集型ネーミングライツ	4
② 提案募集型ネーミングライツ	4
(3) ネーミングライツパートナーの要件(参加資格)	5
(4) ネーミングライツパートナー費用負担	5
(5) ネーミングライツパートナーの決定方法等	6
II 実施にあたっての検討事項	7
1 整理・検討する事項	7
2 各事項の考え方・留意事項	7
(1) 導入対象施設等	7
(2) 愛称の基準	8
(3) 契約期間	9
(4) ネーミングライツ料及び納入方法	9
(5) ネーミングライツパートナー特典	10
(6) 看板等の設置箇所等	10
III 実施手順	11
1 ネーミングライツ事業の事務フロー	11
(1) 特定募集型フロー	11
(2) 提案募集型フロー	13
2 募集	15
(1) 募集要項に記載する事項	15
(2) 応募者からの質問	15
(3) 提出書類の受理	16
3 優先交渉権者の決定	16
(1) 1次審査(書類審査)	16
① 施設所管課による審査	16
② 行政経営課による審査	16
(2) 2次審査(上尾市ネーミングライツ事業審査委員会による審査)	16
① 事前準備(留意事項)	17
② 選定基準	17
(3) 市民からの意見募集	17
(4) 埼玉県警察への暴力団排除条例に基づく照会	18

(5) 優先交渉権者の決定.....	19
4 契約(ネーミングライツパートナーの決定)	19
(1) 契約書に定めておくべきもの	19
(2) 契約締結式	20
(3) ネーミングライツパートナー等の周知.....	20
(4) 議会への報告	20
5 看板等の設置	20
6 市の事業等における愛称の使用について	20
(1) 愛称の表記方法	20
(2) 愛称の使用が相応しくないもの.....	21
(3) 愛称の使用期間	21
(4) その他	21
7 契約の解除等	22
(1) 契約解除について	22
(2) 契約料等の返還.....	22
8 契約更新.....	23
(1) 契約を継続(更新)する場合	23
① 基本的事項	23
② 契約更新する場合の事務フロー.....	23
(2) 契約を継続(更新)しない場合.....	23
① 基本的事項	23
② 契約更新しない場合の事務フロー	24

I 基本事項

1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、ネーミングライツ事業の推進及び適切な事務執行を図るため、基本的な考え方や事務手続きの方法を定めるものです。

事務執行に当たっては、各施設等の状況に応じて対応する必要があります。

なお、市内循環バス「ぐるっとくん」のバス停のネーミングライツについては、「上尾市市内循環バスのバス停留所の命名に関する要綱」に基づき事務を執行するため、本ガイドラインの対象外とします。

2 ネーミングライツ事業とは

(1) ネーミングライツの概要

ネーミングライツ事業とは、市が所有する施設などに愛称を付けることができる権利（命名権）を付与する代わりに、法人等（ネーミングライツパートナー）からその対価（ネーミングライツ料等）を得て、原則として市が所有する公共施設等の運営及び維持管理に役立てるものです。

ネーミングライツ事業は、市が所有する公共施設の設置の目的、市が実施する事業等に支障を生じさせない方法により実施するとともに、当該公共施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及びネーミングライツ事業の推進における公平性を損なわないように実施しなければなりません。

そのため、契約期間内において愛称の変更はしないものとします。ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、市とネーミングライツパートナーで協議の上、その可否を決定します。

市はネーミングライツパートナーと契約を締結している期間は、積極的に愛称を使用しますが、施設設置条例等に規定される正式名称を変更するものではありませんので、議案や各種計画などには正式名称を使用することとします。また、イベント等によっては、愛称の使用が制限される場合があります。

なお、ネーミングライツに係る看板等の設置及び表示変更は、市が公共的な目的で掲出するものとみなし、埼玉県屋外広告物条例第7条1項3号に基づく公共広告物等とします。

(2) ネーミングライツ事業の種類

① 特定募集型ネーミングライツ

市が選定したネーミングライツ施設等ごとに、募集方法、ネーミングライツ料、ネーミングライツパートナーの選定方法、その他必要な事項を定めて法人等を募集するものです。

② 提案募集型ネーミングライツ

特定募集型ネーミングライツ以外のネーミングライツ施設等について、法人等からネーミングライツ事業の提案を募集するものです。

金銭以外に役務の提供や物品の納入などの提案をいただくことも可能です。

(3) ネーミングライツパートナーの要件(参加資格)

ネーミングライツパートナーに申込できる者は、法人等(株式会社、有限会社、財団法人、社会福祉法人、労働組合、共同企業体など、その他市長が認めるもの)とします。

ただし、以下の欠格事項に該当する者及び個人は、ネーミングライツパートナーとなることはできません。

○欠格事項

<法人等が営む事業による区分>

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類似する事業を営む法人等
- ② 消費者金融に関する事業を営む法人等
- ③ 法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為に関する事業を営む法人等
- ④ 法律の定めのない医療類似行為を行う事業を営む法人等
- ⑤ 私的な秘密事項の調査に関する事業を営む法人等
- ⑥ 政治性又は宗教性のある事業を営む法人等
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した事業を営む法人等

<法人等の状態・状況による区分>

- ① 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生の手続中の法人等
- ② 国税又は地方税を滞納している法人等
- ③ 各種法令に違反している法人等
- ④ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない法人等
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人等
- ⑥ 上尾市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成6年7月26日市長決裁)第2条第1項又は第2項の規定により入札参加停止の措置を受けている法人等
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した法人等

(4) ネーミングライツパートナー費用負担

基本的に、ネーミングライツ導入により新たに必要となる表示変更や、ネーミングライツ終了時の原状回復の費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。(下表参照)

なお、詳細については募集要項に定めるほか、募集要項で定めていない内容等は、契約締結までに、市とネーミングライツパートナーで協議し、取り決めます。

また、指定管理者制度導入施設においては、指定管理者も含む三者による協議となります

区分	市	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料		○
導入施設等の看板及び標識等の設置		○
契約の期間の満了又は当該契約の解除に伴う導入施設等の原状回復に要する費用		○
愛称の付与に伴い、新たにパンフレット、封筒等を印刷する費用※		○
愛称の付与後に、通常のパンフレット、封筒等を印刷する費用※	○	
市のホームページへの掲載、市広報紙等の発行に要する費用	○	

※ 印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、ネーミングライツパートナーと協議の上、変更時期を決定するものとします。

○パンフレットについて

・ネーミングライツパートナーが、契約期間開始と同時に愛称を用いた新たなパンフレットへの切替を希望する場合

➡愛称使用前の施設名称が表示されたパンフレットの残部に相当する部数を新たに作成する費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。なお、それ以降のパンフレット作成費用は、通常の運営費用とみなし、市または指定管理者の負担とします。

・ネーミングライツパートナーが愛称使用前の施設名称が表示されたパンフレットの残部がなくなった後に、愛称を用いた新たなパンフレットへの切替を希望する場合

➡通常の運営費用とみなし、市または指定管理者の負担とします。

(5) ネーミングライツパートナーの決定方法等

ネーミングライツパートナーの決定までの流れは、次のとおりです。

- ・法人等が必要書類を市に提出します。
- ・市は「上尾市ネーミングライツ事業審査委員会」において書類を審査し、優先して市と交渉する権利を有する者（以下「優先交渉権者」という。）を選定します。（応募した法人等が1者の場合は、ネーミングライツパートナーとしての適格性を審査）
- ・当該施設等のネーミングライツ事業について、市ホームページで、市民からの意見募集を行います
- ・市は優先交渉権者が暴力団員等と関係のない法人等であることを確認します。
- ・優先交渉権者と市が契約を締結し、ネーミングライツパートナーを決定します。

※契約したネーミングライツパートナーは、契約期間満了後の次回契約に際し、市と優先的に交渉することができます。

II 実施にあたっての検討事項

ネーミングライツの導入に必要な事項を施設所管課において整理・検討し、ネーミングライツの募集に向けて方向性を決定します。

I 整理・検討する事項

- (1) 導入対象施設等
- (2) 愛称の条件
- (3) 契約期間
- (4) ネーミングライツ料及び納入方法
- (5) ネーミングライツパートナー特典
- (6) 看板等の設置箇所等

2 各事項の考え方・留意事項

(1) 導入対象施設等

ネーミングライツの導入を検討する対象施設等として、下表のような公共施設等※を想定しています。

※本市が条例設置した地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設。

	ネーミングライツ事業対象施設等	ネーミングライツ事業対象外施設等
行政財産	スポーツ施設、文化施設、公園、道路 など	市庁舎、公民館、消防署、学校、保育所、など
その他	本市が主催するイベント、講座等の事業、市長が認める施設等	—

なお、上表のネーミングライツ事業対象施設等に該当するものであっても、以下の項目に該当する場合は対象外とします。

- 法令等に抵触する恐れのあるもの
 - ・法律で施設名称が指定されている場合 など
- 施設の廃止や管理方法の変更が検討されているもの
- その他、市長が不適切と判断したもの
 - ・施設及び土地の権利者から同意が得られない場合
 - ・周辺住民の特段の理解が必要な場合
 - ・指定文化財等である場合 など

対象施設等が指定管理者制度を導入している場合は、指定管理者の不利益とならないよう、指定管理者から意見や要望などを十分に聴取した上で、導入の可否を決定します。また、ホームページ等の広告媒体の管理等について指定管理者と協議し、必要に応じて協定内容の変更を行います。

(2) 愛称の基準

ネーミングライツ事業により使用する愛称は、公共施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から市民の理解が得られるものであり、かつ、以下のいずれにも該当するものとします。

- ① 通常使用する漢字、片仮名、平仮名又はアルファベットにより表記することが可能なもの。ただし、企業のロゴ、マーク等は除く。
- ② 原則として、施設等の正式名称または市が認めた市民愛称がついているもの。
例：〇〇〇〇株式会社が愛称をつける場合
・〇〇〇〇イコス上尾
・〇〇〇〇△△はなみずき通り（△に入る例：笑顔、元気などのフレーズ）
・上尾市民体育館 supported by 〇〇〇〇 など
※令和7年4月時点でネーミングライツを導入している施設は、正式名称等がついていない場合があります。
- ③ 市が推奨している等の誤解を招くおそれのないもの。
- ④ 第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害するおそれのないもの。
- ⑤ 上尾市有料広告掲載に関する要綱第4条を満たすもの。

上尾市有料広告掲載に関する要綱（抜粋）

第4条 広告媒体に掲載し、又は掲出する広告の内容は、原則として社会的に信用性の確保された情報とし、その形式、表現等は、当該内容にふさわしい高い信頼性を与えるものでなければならない。

2 市長は、広告の内容又は形式が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告に該当するもの
- (7) 風俗営業に関するもの又はこれに類するもの
- (8) 貸金業又は投機的商品若しくは出資金に関するもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 消費者被害が生じ、又は拡大するおそれがあるもの
- (11) 青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるもの
- (12) 水着姿、裸体姿その他のわいせつ性を連想し、又は想起させる図画を使用しているもの。ただし、当該図画が広告の内容に密接に関係する場合はこの限りでない。
- (13) 他の個人又は法人の広告であると誤認させるおそれがあるもの
- (14) 責任の所在が不明確であるもの
- (15) 内容が偽り又は不明確であるもの

(16) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

3 市長は、広告の表現が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、広告媒体に掲載しない。

(1) 投機心又は射幸心を著しくあおるもの

(2) 誇大な表現、根拠のない表現その他の事実の誤認を生じさせるおそれがあるもの

(3) 国、地方公共団体その他公共の機関が特定の個人若しくは法人又は商品若しくはサービスについて推奨、保証、指定等をしていると誤認させるおそれがあるもの

(4) 暴力、犯罪、賭博等を肯定し、又は助長するおそれがあるもの

(5) 残酷な描写その他の善良の風俗に反するおそれがあるもの

(6) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

4 前2項に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な基準は、別に定める。

(3) 契約期間

愛称を使用することができる期間は、原則として3年以上10年以下の期間とします。ただし、施設の種類や修繕工事などの状況等を勘案し、適切な期間を設定することとします。

(4) ネーミングライツ料及び納入方法

<ネーミングライツ料>

・特定募集型

類似する他市の施設等の規模や利用者数などを勘案し、募集に当たっての最低価格を設定します。

・提案募集型

法人等から提案された金額が、市が設定した最低価格以上であることを確認し、決定します。

なお、金銭ではなく役務等で提案があった場合は、その価値について個別に検討し、ネーミングライツパートナーを決定します。

<納入方法>

原則として、ネーミングライツ料の納付期限は各年度の前年度3月31日とし、市が発行する納付書により納付するものとします。

例（契約期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日）

契約期間	納付期限
令和7年4月1日～令和8年3月31日分	令和7年3月31日
令和8年4月1日～令和9年3月31日分	令和8年3月31日
令和9年4月1日～令和10年3月31日分	令和9年3月31日

ただし、契約前にネーミングライツパートナーから納付期限の変更の申し出があった場合、または市がネーミングライツ事業を実施する上で必要と認めた場合は、納付期限の変更をすることができるものとします。

(5) ネーミングライツパートナー特典

ネーミングライツの価値を高めるため、以下のような特典を付与することができます。特典の内容については、法人等の需要を確認した上で法規制及び利用者感情を十分考慮し、検討を進めます。

また、特典を付与する場合は、特典の内容や条件等を募集の際に明示するとともに、契約書に記載する必要があります。

特典の例

- ・ ネーミングライツパートナーであることを標榜する権利
- ・ 施設の優先利用権

(6) 看板等の設置箇所等

看板等の設置に当たっては、以下の事項について検討します。

- ・ 看板等を設置できる位置及び数量
- ・ 看板等のサイズ
- ・ その他施設案内板等への設置の可否

また、看板等の設置に関しては、関係法令に抵触しないよう留意します。

例)

<埼玉県屋外広告物条例>

広告を屋外の看板や公用車等に掲載しようとするときは、埼玉県屋外広告物条例や上尾市道路占用規則等に抵触しないよう、事前に施設等の管理者と協議する必要があります。

<医療法>

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示については、患者等の利用者保護の観点から医療法等によって法令上制限されていることから、問題がないか確認の上で実施する必要があります。

なお、材質やデザイン等、詳細な仕様については、施設所管課とネーミングライツパートナーで別途協議の上、決定するものとします。(Ⅲ 実施手順-5 看板等の設置 を参照。)

Ⅲ 実施手順

Ⅰ ネーミングライツ事業の事務フロー

特定募集型と提案募集型では、実施手順が異なります。各募集型の実施手順については、以下のフロー図を確認してください。

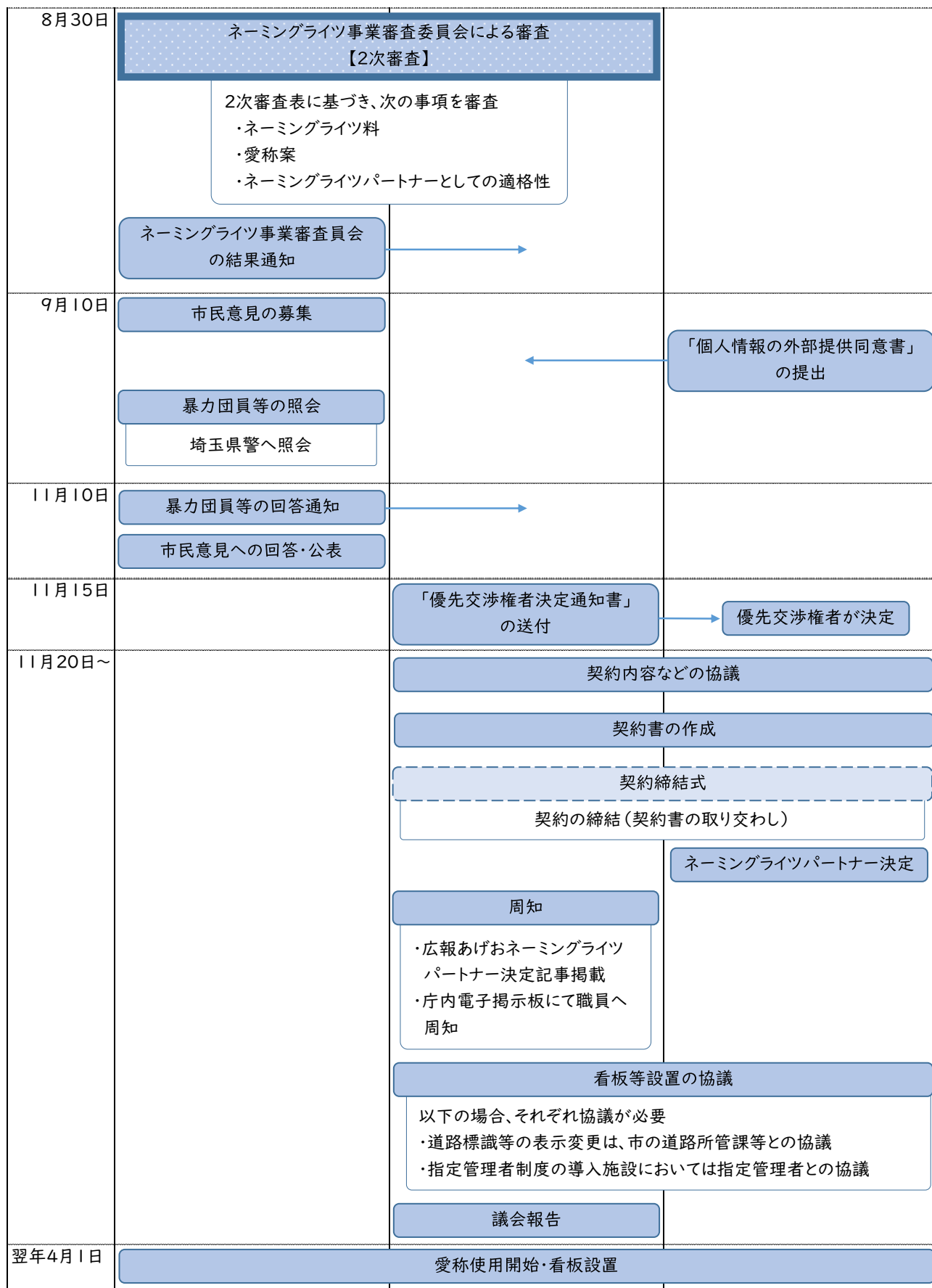
(Ⅰ) 特定募集型フロー

スケジュール			
例) 公募 7月1日	行政経営課 (事務局)	施設所管課	応募者
4月1日	ネーミングライツ募集施設等の検討 新規で募集する施設等について、施設所管課との調整		
6月10日	募集要項・募集HPの作成依頼	募集要項・募集HPの作成	
7月1日		公募 広報掲載日の前日までに、行政経営課・施設所管課のHPに次の関係資料を掲載し、公表 ・募集要項 ・仕様書 ・契約書(案) ・その他必要な資料	質問書の送付 発注課に「質問書」を電子メールで送付
7月20日		質問への回答 施設所管課のホームページに回答を掲載	
7月21日		申込書等收受・保管	申込書の提出 募集要項で指定する添付資料を施設所管課へ提出
8月10日	行政経営課による審査【1次審査(財務審査)】	ネーミングライツ事業審査委員会の開催依頼 施設所管課による審査【1次審査(書類審査)】 行政経営課へ以下の書類を提出 ・1次審査表 ・募集要項で指定した書類	

8月30日	ネーミングライツ事業審査委員会による審査 【2次審査】 2次審査表に基づき、次の事項を審査 ・ネーミングライツ料 ・愛称案 ・ネーミングライツパートナーとしての適格性 ネーミングライツ事業審査委員会の結果通知		
9月10日	市民意見の募集 暴力団員等の照会 埼玉県警へ照会		「個人情報の外部提供同意書」の提出
11月10日	暴力団員等の回答通知 市民意見への回答・公表		
11月15日		「優先交渉権者決定通知書」の送付	優先交渉権者が決定
11月20日～		契約内容などの協議 契約書の作成 契約締結式 契約の締結（契約書の取り交わし） 周知 ・広報あげおネーミングライツ パートナー決定記事掲載 ・庁内電子掲示板にて職員へ周知 看板等設置の協議 以下の場合、それぞれ協議が必要 ・道路標識等の表示変更は、市の道路所管課等との協議 ・指定管理者制度の導入施設においては指定管理者との協議 議会報告	ネーミングライツパートナー決定
翌年4月1日	愛称使用開始・看板設置		

(2) 提案募集型フロー

スケジュール	行政経営課 (事務局)	施設所管課	応募者
例) 公募 7月1日			
6月10日	募集要項・募集HPの作成		
7月1日	公募 広報掲載日の前日までに、行政経営課・施設所管課のHPに次の関係資料を掲載し、公表 ・募集要項 ・契約書(案) ・その他必要な資料		質問書の送付 行政経営課に「質問書」を電子メールで送付
7月20日		質問への回答 施設所管課から電子メールで回答	
7月21日	申込書等の移管	申込書等收受・保管 ●提案募集型 行政経営課が提出書類一式を受け取った後、施設所管課へ提出書類一式を引き渡し、施設所管が收受・保管	申込書の提出 募集要項で指定する添付資料を行政経営課へ提出
8月10日	行政経営課による審査【1次審査(財務審査)】	ネーミングライツ事業審査委員会の開催依頼 施設所管課による審査【1次審査(書類審査)】 行政経営課へ以下の書類を提出 ・1次審査表 ・募集要項で指定した書類	



2 募集

ネーミングライツ事業の実施に当たり、対象施設等ごとにネーミングライツ料、その他ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項について定めた募集要項を作成し、市ホームページや市広報紙への掲載等により広く募集するものとします。

(1) 募集要項に記載する事項

募集時の募集要項には、以下の項目を入れることとします。項目の内容については、別紙「募集要項（雛形）」を参照してください。

	特定募集型	提案募集型
1	対象施設等の概要	提案可能な施設等
2	ネーミングライツパートナーのメリット (a 看板等の設置 b 愛称の使用 c 愛称の普及 d ネーミングライツパートナーの特典)	
3	愛称の基準	
4	契約期間	提案できる契約期間
5	ネーミングライツ料	提案できるネーミングライツ料(金額・役務等)
6	費用負担	
7	看板等の設置	
8	申込方法等	
9	申込できる者	
10	質問事項の受付及び回答方法	
11	現地確認	
12	ネーミングライツパートナーの適否審査	
13	選定方法	
14	結果通知	
15	ネーミングライツ料の納入方法	
16	その他(a 契約の解除 b 留意事項 c 愛称使用の制限等 d 施設外の案内表示灯等)	
17	申込及び問合せ先	
18	施設連絡先	—

(2) 応募者からの質問

<特定募集型>

応募者からの質問は、募集要項で定めた書式により電子メールで受け付けるものとし、すべての応募者が確認できるよう施設所管課のホームページにおいて回答を掲載します。

<提案募集型>

応募者からの質問は、電話、FAXまたは電子メールで受付け、適宜回答します。

(3) 提出書類の受理

応募者は上尾市ネーミングライツ事業申込書に、次に掲げる書類を添付して提出します。

1	法人等の代表者印の印鑑証明書
2	会社概要及び直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書
3	法人の登記事項証明書
4	国税及び地方税に滞納のないことの証明書(直近1年分のものであり、発行日から1か月以内のものに限る。)
5	愛称に商品名等を使用する場合にあっては、当該商品等の概要の分かるもの
6	法令順守の取組等が分かるもの
7	地域活動、社会貢献活動の実績や今後の取組等が分かるもの
8	欠格事項に該当しない旨の確約書
9	その他市長が必要と認める書類

※法人以外の団体、法人等で構成される団体等であって、上記で規定した書類の提出が困難である場合は、該当書類に代わる書類を提出するものとします。

※応募者が混乱しないよう、提案募集型においては、書類の提出先を行政経営課としていますが、特定募集型、提案募集型のいずれも、提出書類は施設所管課が収受し、保管します。

3 優先交渉権者の決定

(1) 1次審査(書類審査)

① 施設所管課による審査

施設所管課は提出書類を受理した後、提出書類に不備がないか、参加資格に該当しているかについて、「1次審査表」に基づき書類審査を行います。(行政経営課長合議、部長決裁としてください。)

なお、申込書に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

② 行政経営課による審査

行政経営課において、貸借対照表(Balance Sheet)と損益計算書(Profit & Loss)による財務状況の分析を行い、「財務分析シート」を作成しますので、施設所管課は、受理した提出書類一式をPDFデータで速やかに行政経営課に提出してください。

「1次審査表」、「財務分析シート」は、2次審査(上尾市ネーミングライツ事業審査委員会)で報告します。

(2) 2次審査(上尾市ネーミングライツ事業審査委員会による審査)

2次審査は上尾市ネーミングライツ事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行います。
(「上尾市ネーミングライツ事業審査委員会設置要領」参照)

① 事前準備(留意事項)

- ・施設所管課は審査委員会の開催を希望する2週間前までに、行政経営課長へ開催を依頼します。
- ・施設所管課は審査委員会の開催日の1週間前までに、会議資料を行政経営課に提出します。
- ・法的な課題等がある場合は、審査委員会の開催前までに整理します。(審査資料に疑義が生じないように準備してください。)

② 選定基準

上尾市ネーミングライツ事業審査委員会において次の選定基準に沿って審査し、総合的に判断した上で、優先交渉権者を選定します。

なお、得点合計が同点の場合は「ネーミングライツ料」の点数が高い者、さらに同点の場合は「愛称案」の点数が高い者を優先交渉権者とします。いずれも同点の場合は、審査委員会委員の投票により票数の多い者とします。

審査項目	審査ポイント	配点
ネーミングライツ料	【特定募集型】・金額の多寡 【提案募集型】・金額の妥当性 ・役務の妥当性 など	50
愛称案	【共通】 ① 呼びやすさ ② 親しみやすさ ③ 対象施設等とのイメージとの整合性	25
ネーミングライツパートナーとしての適格性	【共通】 ① 経営の安定性 ② 地域活動、社会貢献活動への理解、取組 ③ 法令遵守への理解、取組	25
合計		100

※「愛称案」と「ネーミングライツパートナーとしての適格性」の得点合計が配点の60%未満の場合は、失格とします。

※一つの項目でも選定基準と著しい不整合がある場合は、得点に関係なく失格とします。

(例:愛称の基準を満たさない場合、経営が不安定な場合 など)

(3) 市民からの意見募集

2次審査後に、行政経営課は当該施設等のネーミングライツ事業について、「上尾市市民コメント制度要綱」に基づいて市民(※)からの意見募集を行います。

意見募集は、初めてネーミングライツを導入する施設等、または、ネーミングライツパートナーの契約満了に伴い、改めて公募する場合に行います。ただし、同一法人等が同一愛称名で更新する場合は、意見募集を省略することができます。

※市民とは、次に掲げるものとします。（上尾市市民コメント制度要綱第2条第3項）

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所又は事業所を有する者
- ・市内の事務所又は事業所に勤務する者
- ・市内の学校に在学する者
- ・市内に固定資産を有する者
- ・当該施設等のネーミングライツ事業に利害関係を有する者

意見募集の流れは、次のとおりです。

①次の内容について、市ホームページ等で意見を募集します。

- ・当該施設等
- ・応募者
- ・愛称
- ・契約期間
- ・ネーミングライツ料
- ・役務の内容
- ・物品納入の内容 など

②市民意見の募集期間は、概ね3週間前後を目安とします。（ネーミングライツ事業は意見募集をする内容が特定されていることから、「上尾市市民コメント制度要綱」で原則としている1ヶ月より期間を短く設定しています。）

③意見の提出方法は、市で定めた書式により郵便、FAX、電子メールで受け付けます。電話または来庁による口頭の申し出は、受け付けません。

④市民が意見を提出する場合には、住所、氏名及び連絡先を記載するものとします。

⑤寄せられた意見については、住所、氏名及び連絡先を除いた上で、当該意見に対する市の考え方と併せて市ホームページ等で公表します。個別に回答は行いません。

（4）埼玉県警察への暴力団排除条例に基づく照会

審査委員会の審査において優先交渉権者を選定した後、「上尾市暴力団排除条例（平成24年12月26日条例第27号）」に基づき、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人（以下、「暴力団員等」という。）でないか、について埼玉県警察へ照会します。

ただし、優先交渉権者が上場企業であるなどの理由により、暴力団員等に該当しないと市が判断する場合は、照会を省略することができるものとします。

＜個人情報等の外部提供同意書の受理＞

埼玉県警察への照会は、選定した優先交渉権者に団体役員の個人情報の提供の同意を得た上で行います。そのため、優先交渉権者を選定した後に、「個人情報の外部提供同意書」の提出を依頼します。

ただし、原則として、法人登記簿に記載のある現役の役員全員から記名押印が必要ですが、会計監査人など、外部機関が役員になっている場合は、その限りではありません。

＜暴力団員等の照会＞

選定した優先交渉権者から「個人情報の外部提供同意書」が提出された後、行政経営課が埼玉県警察に暴力団排除条例に基づく照会を行い、暴力団員等との関係者でないことを確認します。

(5) 優先交渉権者の決定

暴力団員等との関係者でないことの確認後、行政経営課はその結果を施設所管課へ通知します。施設所管課は市長決裁（行政経営課長の合議）し、応募者に対して「優先交渉権者決定通知書」を送付することで、優先交渉権者が決定します。

4 契約（ネーミングライツパートナーの決定）

優先交渉権者に決定した者と契約内容等について協議を行い、募集要項に記載する内容及びその他詳細を定める内容を組み込んだ契約を締結することで、ネーミングライツパートナーが決定します。

契約にあたっては、考えられるすべてのリスクに対し十分に配慮し、契約者双方の権利と義務の範囲を明確にしてください。

(1) 契約書に定めておくべきもの

契約書には、以下の項目を定めることとします。項目の内容については、別紙「上尾市●●●●●ネーミングライツに関する契約書契約書（雛形）」を参考にしてください。

1	契約の目的
2	愛称
3	契約期間及び愛称の使用期間
4	ネーミングライツ以外の権利及び特典
5	ロゴマーク等の管理
6	商標権等
7	看板等の変更・設置
8	看板等の撤去
9	契約金額と支払
10	物品の納入または役務の提供（提案募集型の場合のみ）
11	愛称の変更
12	権利譲渡等の禁止
13	契約の解除
14	対価の返還、不返還
15	契約の更新
16	重要な諸事情変更等
17	有益費等の放棄
18	損害賠償

19	紛争処理
20	秘密保持
21	円満協議
22	管轄裁判所
23	別表（ネーミングライツ以外の権利及び特典）

（２）契約締結式

施設所管課から優先交渉権者に対し、契約締結式の開催についての意向を確認します。契約締結式を開催する場合は、施設所管課が日程や会場の調整を行います。

（３）ネーミングライツパートナー等の周知

ネーミングライツパートナー決定後、施設所管課はネーミングライツを広く周知するため、市広報紙にネーミングライツパートナーの決定及び施設の愛称について掲載します。

また、市のホームページにも同様の内容を掲載します。

（４）議会への報告

ネーミングライツパートナーの決定後、施設所管課は市議会の全議員説明会または各会派代表者会議などにおいて報告します。

5 看板等の設置

愛称看板等の意匠・構造・設置方法等についてネーミングライツパートナーが提案した上で、施設所管課と協議するものとします。

なお、道路標識等の表示変更の場合は、市の道路所管課等との協議、指定管理者制度の導入施設においては指定管理者との協議が、それぞれ必要になります。その際、愛称看板等の構造や設置場所により協議事項が異なるため、施設所管課はネーミングライツパートナーに積極的に必要な情報提供を行います。

また、看板設置の際は、埼玉県屋外広告物条例や医療法等、関係法令に抵触しないよう留意してください。

6 市の事業等における愛称の使用について

市は、ネーミングライツパートナーに協力して愛称の定着に努めるものとし、市の事業等における愛称の使用に関するルールは、以下のとおりとします。

（１）愛称の表記方法

愛称のみの使用では、市民や利用者に混乱をきたす場合があるため、市が事業等を実施する際は、原則として『愛称（正式名称）』のようにカッコ書きで正式名称を併記します。

ただし、定期的に開催しているイベントなどにおいて、その利用者に愛称の周知が十分に図られていると考えられる場合は、愛称のみの表記とすることも可とします。

例：『三井金属あげおコミュニティセンター（上尾市コミュニティセンター）』

なお、以下のように、愛称に対して表記を付け加える、表記を変えることなどは認められません。

例：（三井金属）あげおコミュニティセンター
三井金属上尾コミュニティセンター など

（２）愛称の使用が相応しくないもの

＜各種計画書＞

歴史的公文書に該当する可能性が高く、永続的に記録として残るため、各種計画書に施設名等は、正式名称を使用することとします。

＜議案＞

議案は、愛称普及の面より、正確さが求められるため、施設名等は正式名称を使用することとします。

＜契約書＞

契約書（指定管理者制度における基本協定書・年度協定書を含む）も、議案と同様の理由により、施設名等は正式名称を使用することとします。

＜会議体での発言＞

議会答弁や審議会などにおける発言は、原則として正式名称を使用することとします。

（３）愛称の使用期間

ネーミングライツ契約期間内とします。ネーミングライツ契約期間後も配布するガイドブックなどに施設名等を記載する場合は、正式名称のみを使用します。

愛称と正式名称の使い分けの例

- ネーミングライツ契約期間：令和6年4月1日～令和10年3月31日
- 配布期間：令和5年12月～令和10年1月（※5年毎に作成）→ 正式名称
- 配布期間：令和7年4月～令和9年3月（※隔年で作成）→ 愛称

（４）その他

・施設を利用するイベントの主催者等から、愛称を使用しないことや愛称を表示した看板等を隠すよう求められた場合、施設所管課は、原則として愛称を使用することやその看板の掲出を継続するようイベントの主催者等に働きかけるものとします。ただし、このイベントが公共性や公益性が高い場合には、施設所管課はネーミングライツパートナーに対して、愛称を使用しないことや愛称を表示した看板等を隠すことを申し入れ、協議するものとします。

7 契約の解除等

(1) 契約解除について

次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができます。

<市が契約解除するとき>

- ・事前の連絡なく、指定する期日までにネーミングライツパートナーがネーミングライツ料を納入しないとき。
- ・ネーミングライツパートナーに、本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき。
- ・ネーミングライツパートナーについて、破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始の申立てがなされたとき。
- ・ネーミングライツパートナーに、社会的信用、経済的信用を著しく損なう事態が生じたとき。
- ・ネーミングライツパートナーが、各種法令の規定に違反したとき。
- ・ネーミングライツパートナーが、契約の規定に違反したとき。

なお、契約を解除したときは、上尾市ネーミングライツ事業契約解除通知書によりネーミングライツパートナーに通知するものとします。

<ネーミングライツパートナーが契約解除するとき>

- ・市が施設等の愛称として施設愛称以外の名称、呼称を用いる等、市が契約上の義務に違反したとき。
- ・施設等の運営を故意に懈怠する等、市がネーミングライツパートナーの契約上の権利を損なう行為をし、それを継続するとき。

※以上の場合、ネーミングライツパートナーは、市が自らの責任及び負担により看板等を除却し、標示前と同様の状態に復旧するよう請求できるものとします。

(2) 契約料等の返還

原則として、既に納付された契約料等は、返還しません。ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない事由により契約を解除したときは、納入済みのネーミングライツ料の全部又は一部を当該ネーミングライツパートナーに返還するものとします。

ネーミングライツ料の返還については、当該年度に納入されたネーミングライツ料から契約を解除する日の属する月までのネーミングライツ料(当該年度に納入されたネーミングライツ料を12で除した額に、契約解除を行うまでの月数を乗じて得た額)を差し引いて返還するものとします。

また、当該ネーミングライツ料が物品の納入等により納入されたものである場合は、当該ネーミングライツパートナーと協議の上、その返還について決定するものとします。

8 契約更新

(1) 契約を継続(更新)する場合

① 基本的事項

- ・ネーミングライツパートナーは、契約期間満了後の次回契約に際し、市と優先的に交渉することができます。
- ・ネーミングライツパートナーは契約期間満了日の10か月前までに、市（ネーミングライツ施設所管課）に契約更新の有無について、意思表示を行います。
- ・ネーミングライツパートナーから更新の意思表示があったときは、施設所管課は更新の条件（期間、金額等）のヒアリングをします。（同期間、同額を前提とする必要はありません。ネーミングライツパートナーが提示した条件を基に、審査委員会で契約更新をするか判断します。）
- ・契約更新の際も、新規にネーミングライツパートナーを決定する場合と同様に、書類の提出を求め、それらの審査を行うものとします。
- ・市民意見の募集については省略することができます。

② 契約更新する場合の事務フロー

契約更新の意向確認により契約を継続(更新)することが判明した場合、施設所管課は契約更新条件のヒアリング等を行います。実施手順については、以下のフロー図を確認してください。

スケジュール	行政経営課 (事務局)	施設所管課	ネーミングライツパートナー
例) 契約更新 翌 4月1日			
4月1日		契約更新の意向確認 契約更新の可否の確認、契約更新条件のヒアリング(期間、金額等) 申込書等收受・保管 申込書の提出 添付書類を施設所管課へ提出	
6月1日			協議期間 更新後の契約条件は、更新前の契約条件を基準とし、経済事情等諸般の事情に考慮し協議
8月10日	以下、「Ⅲ 実施手順-Ⅰ ネーミングライツ事業の事務フロー」の「(1) 特定募集型フロー」または「(2) 提案募集型フロー」を参照		

・ネーミングライツパートナーは契約期間満了日の10か月前までに、市（ネーミングライツ施設所管課）に契約更新の有無について、意思表示を行います。

・ネーミングライツパートナーから更新の可否に関する意思表示がなかった場合や更新の意向はあったが市との協議が整わなかった場合は、契約期間満了日の8か月前から次の契約期間のネーミングライツパートナーの公募を行うこととします。

- ・契約更新の際も、新規にネーミングライツパートナーを決定する場合と同様に、書類の提出を求め、それらの審査を行うものとします。
- ・市民意見の募集を行うこととします。

② 契約更新しない場合の事務フロー

契約更新の意向確認により契約を継続（更新）しないことが判明した場合、施設所管課は次期公募に向けた準備を行います。また、ネーミングライツパートナーは、契約満了後速やかに現状復旧を行う必要があります。実施手順については、以下のフロー図を確認してください。

